

厚生労働省北海道労働局発表
令和4年11月29日

担当	【照会先】 厚生労働省北海道労働局労働基準部監督課 課長 上田 敦郎 統括特別司法監督官 金曾 恵一 <電話> 011-709-2311 (内線 3542)
----	---

報道関係者 各位

外国人技能実習生の実習実施者に対する
令和3年の監督指導結果を公表します
～74%で労働基準関係法令違反～

北海道労働局（局長 ともふじ としあき 友藤 智朗）は、道内の労働基準監督署（支署）が、令和3年に外国人技能実習生の実習実施者に対して行った監督指導結果を取りまとめましたので、公表します。（詳細は別添のとおり）

〔監督指導結果等の概要〕

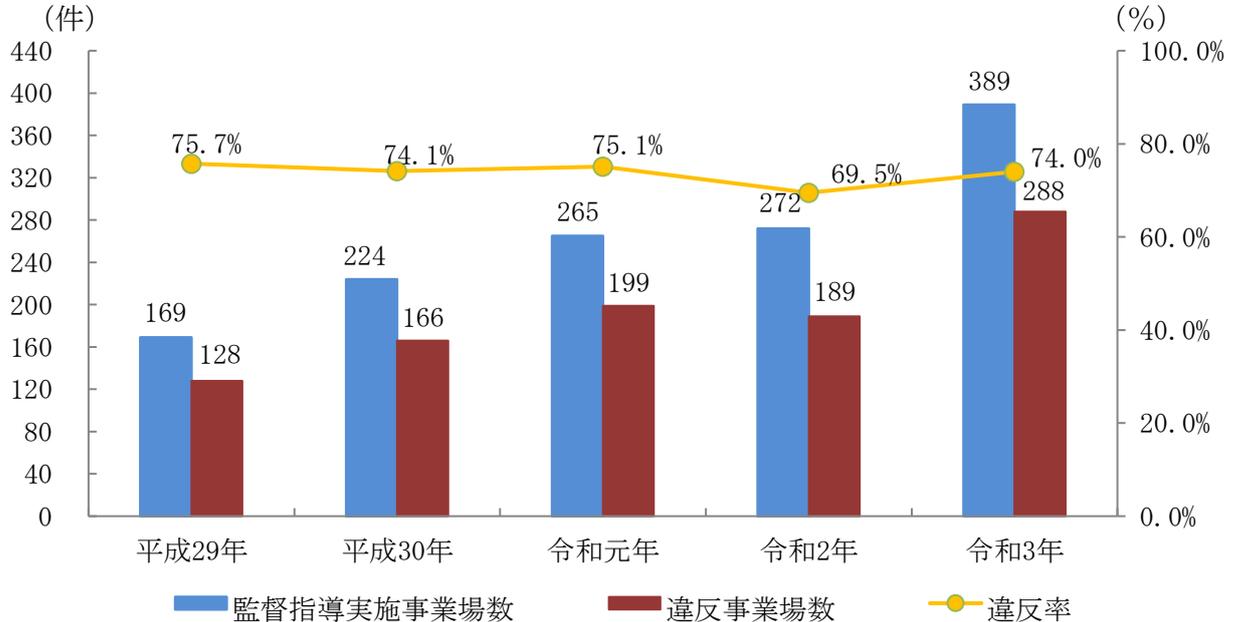
- (1) 労働基準関係法令違反の状況
- | | |
|-----------------|---------------|
| 監督指導を実施した実習実施者 | 389事業場 |
| 法令違反が認められた実習実施者 | 288事業場(74.0%) |
- (2) 主な法令違反の状況
- | | |
|---|---------|
| ① 安全基準（安全措置が講じられていない機械を使用させていたなど） | (29.8%) |
| ② 労働時間（労使協定の範囲を超えて時間外労働を行わせていたなど） | (15.9%) |
| ③ 割増賃金の支払
(時間外労働に対する割増賃金を適切に支払っていないなど) | (13.6%) |
- (3) 今後の取組

北海道労働局及び道内の労働基準監督署（支署）は、監理団体及び実習実施者に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、労働相談など各種情報から労働基準関係法令違反が疑われる実習実施者に対しては監督指導を行う等、引き続き技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に取り組んでいきます。

1 監督指導状況

(1) 令和3年に、道内の労働基準監督署は、実習実施者に対して389件の監督指導を実施し、その74.0%に当たる288件で労働基準関係法令違反が認められました（全国の状況については後記3参照）。

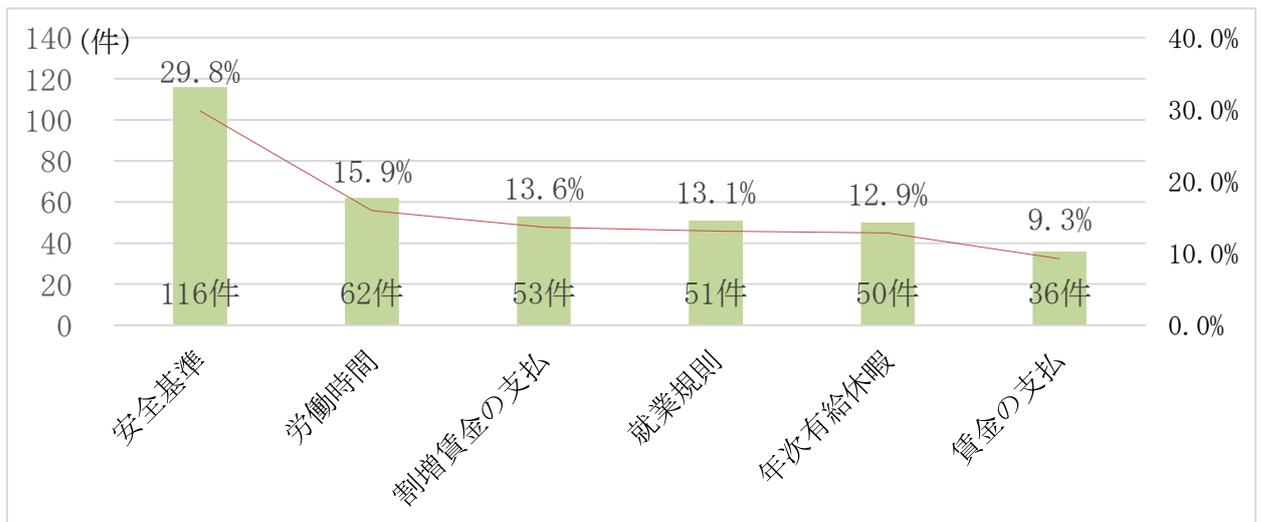
図1 監督指導実施事業場数及び違反事業場数



〈注〉違反は実習実施者に認められたものであり、日本人労働者に係る違反も含まれます。

(2) 主な違反内容は、①安全基準 116件（29.8%；安全措置が講じられていない機械を使用させていたなど）、②労働時間 62件（15.9%；労使協定の範囲を超えて時間外労働を行わせていたなど）、③割増賃金の支払い 53件（13.6%；時間外労働に対する割増賃金を適切に支払っていないなど）の順でした。

図2 監督指導における主な違反事項及び違反事業場数



〈注〉違反事項が2つ以上ある場合は各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しません。

(3) 労働基準監督官が監督指導した事例には、次のようなものがありました。

事例1 災害を契機に監督指導を実施し、掃除等の場合の機械の運転停止等について指導

【概要】

食品製造を行う事業場において、コンベヤーに指が巻き込まれる労働災害が発生したため、立入調査を実施したところ、コンベヤーの掃除を行う際に機械の運転を停止していなかったことが認められた。

【指導内容】

機械の掃除を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときに、機械の運転を停止しなかったことについて是正勧告した。

《指導事項》 労働安全衛生法第20条第1号(事業者の講ずべき措置等)違反
労働安全衛生規則第107条第1項(掃除等の場合の運転停止等)

【指導の結果】

○コンベヤーに緊急停止装置を増設し、機械の清掃時は運転を停止させる必要があることをはじめとした安全衛生マニュアルを作成して被災者及び同様の業務を行う労働者に安全教育を実施した。

事例2 情報を契機に監督指導を実施し、違法な時間外労働等について指導

【概要】

食品製造を行う事業場において、技能実習生が長時間労働を行っている旨の情報が寄せられたことから、立入調査を実施したところ、1か月100時間を超える違法な時間外労働が認められた。また、深夜労働に対して法定の率で計算した割増賃金を支払っていなかった。

【指導内容】

- 1 有効な36協定が締結されないまま時間外労働を行わせたことについて是正勧告した。また、過重労働による健康障害防止対策として、長時間労働の削減について指導した。
《指導事項》 労働基準法第32条(労働時間)違反
長時間労働の削減
- 2 深夜労働に対して、法定の割増率以上で計算した割増賃金を支払わなければならないことを是正勧告した。
《指導事項》 労働基準法第37条第4項(割増賃金の支払)違反

【指導の結果】

- 36協定を締結するとともに従業員の人員配置計画や就業内容等の見直しを行い、長時間労働の削減を行った。
- 不足していた深夜労働に対する割増賃金を遡って支払った。

2 労働基準監督機関と出入国在留管理機関との相互通報状況

- (1) 技能実習生の労働条件の確保を図るため、労働基準監督機関と出入国在留管理機関等が、その監督等の結果を相互に通報しています
- (2) 令和3年に、北海道内の労働基準監督機関から出入国在留管理機関へ通報*¹した件数は22件、出入国管理機関等から労働基準監督機関へ通報*²された件数は97件でした。

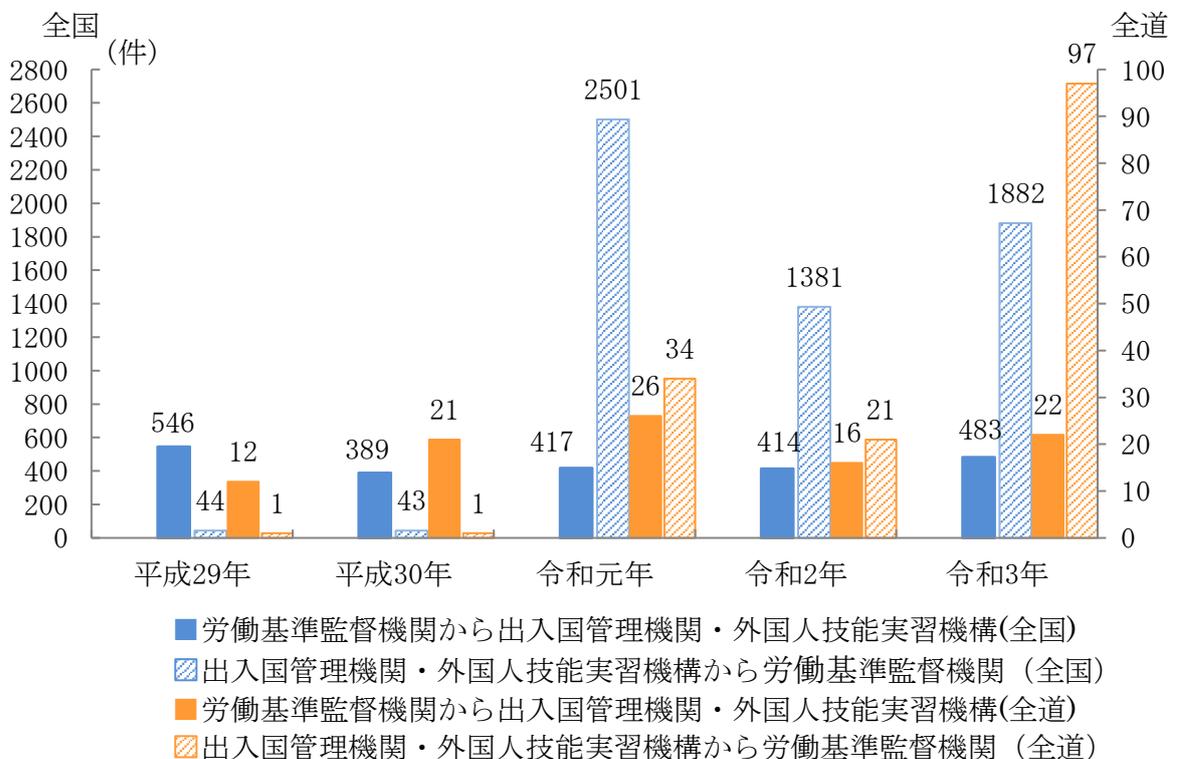
*1 労働基準監督機関から出入国管理機関・外国人技能実習機構へ通報する事案

労働基準監督機関において実習実施者に対して監督指導等を実施した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められた事案

*2 出入国在留管理機関・外国人技能実習機構から労働基準監督機関へ通報する事案

出入国在留管理機関等において実習実施者を調査した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案

図3 労働基準監督機関と出入国管理機関・外国人技能実習機構との相互通報件数



- (3) 労働基準監督機関が、出入国在留管理機関等から通報を受けた実習実施者については、監督指導を実施しています。

3 技能実習生に係る実習実施者に対する監督指導結果
令和3年1月～令和3年12月（2021年1月～12月）

	全国	北海道
監督指導実施事業場数	9,036 件	389 件
違反事業場数	6,556 件	288 件
(違反率)	(72.6%)	(74.0%)

主な違反内容	違反事業場数			
	全国		北海道	
労働条件の明示 (労働基準法第 15 条)	611	(6.8%)	31	(8.0%)
賃金の支払 (労働基準法第 24 条)	907	(10.0%)	36	(9.3%)
労働時間 (労働基準法第 32 条・第 40 条)	1,345	(14.9%)	62	(15.9%)
割増賃金の支払 (労働基準法第 37 条)	1,443	(16.0%)	53	(13.6%)
年次有給休暇 (労働基準法第 39 条)	1,140	(12.6%)	50	(12.9%)
就業規則 (労働基準法第 89 条)	773	(8.6%)	51	(13.1%)
法令等の周知 (労働基準法第 106 条)	320	(3.5%)	8	(2.1%)
賃金台帳 (労働基準法第 108 条)	540	(6.0%)	21	(5.4%)
安全基準 (労働安全衛生法第 20～25 条)	2,204	(24.4%)	116	(29.8%)
衛生基準 (労働安全衛生法第 20～25 条)	646	(7.1%)	13	(3.3%)
健康診断 (労働安全衛生法第 66 条)	523	(5.8%)	17	(4.4%)
時間把握 (労働安全衛生法第 66 条の 8 の 3)	362	(4.0%)	15	(3.9%)